

指定居宅介護支援事業者等の指定取消し等について

平成 31 年 3 月 28 日 (木)

八尾市地域福祉部福祉指導監査課

電 話 072-924-9362 (直通)

F A X 072-922-3786

介護保険法の規定により、下記、指定居宅介護支援事業者の指定取消し及び指定居宅サービス事業者の指定の一部効力停止を行いました。

指定取消し及び指定の一部効力停止対象事業者

- ・法人名 株式会社 介護センター福
- ・代表者 代表取締役 寺田 博美
- ・所在地 大阪府八尾市福万寺町南四丁目 47 番地の 7

1 指定取消し対象事業所名称及び所在地

- ・事業所名 ケアプランセンター福
- ・管理者 寺田 博美
- ・所在地 大阪府八尾市福万寺町南四丁目 47 番地の 7
- ・サービスの種別 居宅介護支援
- ・介護保険事業所番号 2775504570

(1) 指定取消し日

平成 31 年 3 月 28 日

(2) 指定取消しの理由

- ・不正請求 (介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号該当)

平成 28 年 9 月 4 日から平成 29 年 9 月 3 日までの期間において、運営基準減算に該当することを知りながら、介護給付費を減算せずに請求し、受領していた。

- ・著しい不当 (介護保険法第 84 条第 1 項第 11 号該当)

過去の実地調査に対し改善を報告したにもかかわらず、実際は改善がなされていない。また、役員等に改善する意思が見られない。

(3) 指定取消し事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費の返還を求める。返還の対象となる介護給付費は、平成 28 年 9 月 4 日から平成 29 年 9 月 3 日までであり、金額は以下のとおりである。

総額 865,916 円 (介護給付費分 : 618,512 円、加算額 : 247,404 円)

※加算額 : 介護給付費の 40%相当額

(4) その他

取消し日時点において利用者なし。

2 指定の一部効力停止対象事業所名称及び所在地

- ・事業所名 ヘルパーセンター福
- ・管理者 (事実上の管理者) 寺田 博美
- ・所在地 大阪府八尾市福万寺町南四丁目 47 番地の 7
- ・サービスの種別 訪問介護
- ・介護保険事業所番号 2775504588

(1) 指定の一部効力停止日

平成 31 年 3 月 28 日

(2) 指定の一部効力停止 (新規受入停止 6 月間) の理由

- ・運営基準違反 (介護保険法第 77 条第 1 項第 4 号該当)
実際にサービス提供を行った時間ではなく居宅サービス計画に記載された時間をもとにサービス実施記録を作成した。
- ・著しい不当 (介護保険法第 77 条第 1 項第 11 号該当)
過去の実地調査に対し改善を報告したにもかかわらず実際は改善がなされておらず、役員等に改善の意思が見られない。加えて基準違反であることを知っていたにもかかわらず、基準違反の状況が 1 年以上続いたこと、及び不適切な状態に役員が関与していた。

(3) 指定の一部効力停止事業者に対する経済上の措置

運営基準違反のため、返還を求める介護給付費はない。

(4) その他

指定の一部効力停止は新規受け入れを停止するものであり、既存利用者に影響なし。